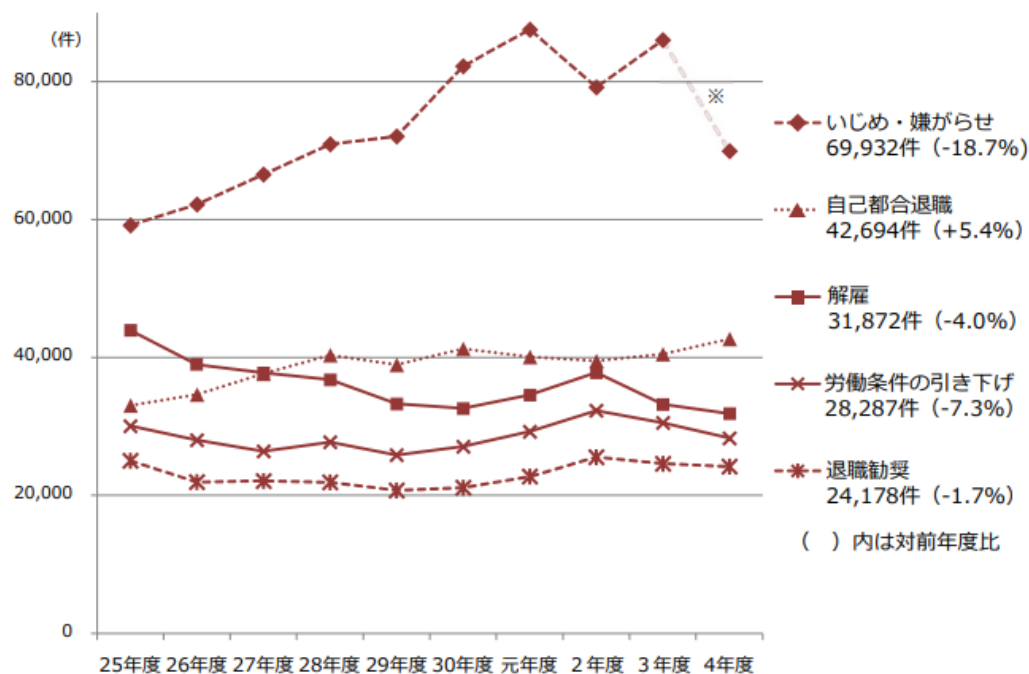


【Web 資料VI-② 民事上の個別労働相談の内訳とその推移】



※ 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた)同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て(同法に基づく対応となり)別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。労働施策総合推進法に関する相談件数は、P2の※5を参照。

厚生労働省 HP

令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001114181.pdf>